政　令

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十五号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二号中「調査に」を「外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に」に改める。

第九十一条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十六号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「細谷町字井ノ上九十五番一」を「東細谷町字境川二十三番二」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年六月二十三日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十七号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（同法第六十一条の三において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第三項、第八十六条の四第二項、第八十六条の十三第三項及び第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の二」を「第三十六条の四」に改める。

第二十二条中「第五十七条」の下に「（法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を、「ことを」の下に「求め、若しくは次条に規定する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを」を加え、「又は放送法」を「、放送法」に改め、「規定する基幹放送事業者」の下に「又は次条に規定する事業活動を行う者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（政令で定める事業活動）

第二十二条の二　法第五十七条の政令で定める事業活動は、情報通信業に属する事業のうちインターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うものに係る事業活動とする。

第二十三条の二第一項中「第六十条第五項」を「第六十条第六項」に、「する」を「した」に改め、同条第二項中「第六十条第五項」を「第六十条第六項」に改める。

第三十条第二項中「を代行する」を「の代行をした」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第三十三条の三　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、法第七十八条の二第一項の規定により市町村長に代わつて法第六十四条第二項前段の規定による工作物等の除去その他必要な措置をとつた場合において、工作物等を除去したときは、同条第三項から第五項までの規定の例により、当該工作物等を保管しなければならない。

2　法第七十八条の二第一項の規定による市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

3　前項に規定するもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、法第七十八条の二第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した応急措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

第三十六条の二第一項中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の十第一項」に、「する」を「した」に改め、同条第二項中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の十第一項」に改め、第六章中同条を第三十六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続）

第三十六条の四　内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による市町村長の事務の代行をした場合において、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは当該市町村長に、当該市町村を包括する都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるとき（当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときを除く。）は当該都道府県の知事に、速やかに、当該代行に係る事務を引き継がなければならない。

2　前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による都道府県知事の事務の代行をした場合において、当該都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該都道府県知事に引き継がなければならない。